

議案第 8 1 号

和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

和光市国民健康保険税条例（昭和 3 5 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(国民健康保険税の減額) 第 2 1 条 (略) 2 (略) 3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 5 6 条の 8 9 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第 2 条第 2 項ただし書、同条第 3 項ただし書及び同条第 4 項ただし書に定める額を超える場合には、当該額）とする。</u> (1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額</u> <u>当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 1 2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 2 4 条の 3 0 の 5 に定める場合には、出産した日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> (2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> <u>当該出産被保険者につき第 5 条の規定により算定した被保険者均等割額の 1 2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者 1 人について次に定める額</u> <u>ア 第 1 項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯</u>	(国民健康保険税の減額) 第 2 1 条 (略) 2 (略)

(7) 単胎妊娠の場合 1, 8 0 0 円

(4) 多胎妊娠の場合 2, 7 0 0 円

イ 第1項第2号アに規定する金額を減額した世帯

(7) 単胎妊娠の場合 3, 0 0 0 円

(4) 多胎妊娠の場合 4, 5 0 0 円

ウ 第1項第3号アに規定する金額を減額した世帯

(7) 単胎妊娠の場合 4, 8 0 0 円

(4) 多胎妊娠の場合 7, 2 0 0 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(7) 単胎妊娠の場合 6, 0 0 0 円

(4) 多胎妊娠の場合 9, 0 0 0 円

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号ウに規定する金額を減額した世帯

(7) 単胎妊娠の場合 9 0 0 円

(4) 多胎妊娠の場合 1, 3 5 0 円

イ 第1項第2号ウに規定する金額を減額した世帯

(7) 単胎妊娠の場合 1, 5 0 0 円

(4) 多胎妊娠の場合 2, 2 5 0 円

ウ 第1項第3号ウに規定する金額を減額した世帯

(7) 単胎妊娠の場合 2, 4 0 0 円

(4) 多胎妊娠の場合 3, 6 0 0 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(7) 単胎妊娠の場合 3, 0 0 0 円

(4) 多胎妊娠の場合 4, 5 0 0 円

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号エに規定する金額を減額した

世帯 (7) 単胎妊娠の場合 900円 (4) 多胎妊娠の場合 1,350円 イ 第1項第2号エに規定する金額を減額した世帯 (7) 単胎妊娠の場合 1,500円 (4) 多胎妊娠の場合 2,250円 ウ 第1項第3号エに規定する金額を減額した世帯 (7) 単胎妊娠の場合 2,400円 (4) 多胎妊娠の場合 3,600円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 (7) 単胎妊娠の場合 3,000円 (4) 多胎妊娠の場合 4,500円 第22条の2 (略) (<u>出産被保険者に係る届出</u>) 第22条の3 <u>国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u> (2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u> (3) <u>出産予定日</u> (4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</u> 2 <u>前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u> (1) <u>出産予定日を明らかにすることができる書類</u> (2) <u>多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u> (3) <u>出産後に前項の規定による届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u> 3 <u>第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産予定月の6月前から行うことができる。</u> 4 <u>第1項の規定にかかわらず、市長は、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u>	第22条の2 (略)
---	-------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の和光市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前

の期間に係るもの及び令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和５年８月３１日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

国民健康保険税の減額の規定の改正等をしたいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、この案を提出するものである。